

花見川周辺資源の活用に係る社会実験実施業務委託

公募型プロポーザル募集要項

—目次—

1	業務の目的	1
2	業務の概要	1
3	契約締結までのスケジュール	1
4	企画提案の参加要件に関する事項	2
5	企画提案の手続きに関する事項	3
6	企画提案の内容に関する事項	4
7	選定方法	6
8	契約手続等	7
9	企画提案の無効に関する事項	7
10	その他留意事項	7

1 業務の目的

本市では、花見川の魅力向上を図るため、花島公園お花見広場外（以下、「対象地」という）において、水上アクティビティの展開や収益施設の整備、周辺施設の利活用等について民間の優れたノウハウと投資を呼び込む官民連携事業の実施を計画している。また、花島公園の背後に位置する花見川団地では、千葉市、UR 都市機構、良品計画、MUJIHOUSE の4者で協定を締結し、団地を拠点とした地域生活圏活性化に取り組んでいる。花島公園は、花見川団地の地域生活圏における貴重な緑と水辺の空間であり、花島公園における官民連携事業の実施にあたっては、近隣で多数の人口を抱える花見川団地との連携が不可欠であることから、花見川団地を含めたエリア一体での活性化・魅力向上を検討していく必要がある。このことから、本業務は、花島公園お花見広場外における民間活力導入の検討支援及び花見川団地との連携強化のため、社会実験を実施することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 委託名 花見川周辺資源の活用に係る社会実験実施業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の翌日から令和7年1月10日（金）まで
- (4) 委託限度額 3,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 支払条件 完了払い（委託業務完了検査後、一括払い）
- (6) 業務担当課（問い合わせ先）

千葉市都市局公園緑地部緑政課 企画調整班
郵便番号 260-8722
住所 千葉市中央区千葉港1-1
電話番号 043-245-5774
FAX番号 043-245-5885
電子メール ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp

3 契約締結までのスケジュール

本業務委託の契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公募開始、要項公表	令和6年7月26日（金）
質問の受付	令和6年7月26日（金）～令和6年8月5日（月）
質問に対する回答期限	令和6年8月7日（水）
企画提案書等提出	令和6年7月26日（金）～令和6年8月16日（金）
プレゼンテーション実施	令和6年8月27日（火）予定
選定結果通知	令和6年8月29日（木）予定
契約締結	令和6年9月上旬予定

4 企画提案の参加要件に関する事項

企画提案に参加を希望する者は、以下のすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - ウ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者
 - カ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
 - キ 公共の安全及び福祉を害する恐れのある団体に所属する者
 - ク 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者
 - ケ 千葉県内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (2) 下記に示す要件を満たしていること。
 - ア 「令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿」の登録業者のうち、希望順位が第1位で「業種：（大分類）広告・催事、（中分類）催事の企画運営」に登録している者。
 - イ 平成31年度から令和5年度に、元請けとしてイベント企画運営業務の履行実績がある者。

5 企画提案の手続きに関する事項

(1) 参加申込について

別紙「花見川周辺資源の活用に係る社会実験実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする）記載の委託業務の内容を熟読するとともに、本募集要項「6 企画提案の内容に関する事項」を踏まえたうえ、必要書類を提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

様式	内容	部数	留意事項
第1号	企画提案参加申込書	1部	
第2号	誓約書	1部	
第3号	同種業務等の履行実績	1部	・記載された業務実績の内容を確認できるもの（契約書、認定書の写し、TECRIS 登録書等）の写しも添付すること
第4号	提案価格内訳書	1部	
任意※	企画提案書	5部	・正本1部、副本4部
—	提案価格内訳書、企画提案書の電子データを格納したCD（または、電子メールでの送付も可）	1枚	・以下のソフトウェアのいずれかで閲覧可能であること ・Microsoft Word 2021 ・Microsoft Excel 2021 ・Microsoft PowerPoint 2021 ・Adobe Reader 11

※企画提案書については、正本1部のみ押印の上、企業名を記載し、副本4部は押印不要、企業名を記載しないこと。

- イ 提出方法 郵送、電子メール又は持参
- ウ 提出期限 令和6年8月16日（金）午後5時必着
※平日の午前9時から午後5時まで受付
※郵便の場合も、締切日の午後5時必着とする。なお、事故等による未着等について、千葉市では責任を負わない。
- エ 提出先 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟4階
千葉市都市局公園緑地部緑政課 企画調整班
メールアドレス：ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp
- オ その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退申出書（任意様式）を持参又は郵送、電子メールにて提出すること。なお、参加辞退届には以下の必要項目を必ず記載すること。
必要項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者を押印すること）、辞退理由

(2) 質問受付・回答について

本募集要項及び仕様書の内容について不明な点がある場合は、以下の手順により質問書を提出

すること。

- ア 提出書類 別紙様式第5号
- イ 受付期限 令和6年8月5日(月)午後5時必着
※期限を過ぎて提出された質問は受け付けない
- ウ 提出方法 以下の業務担当課電子メールアドレス宛てに提出すること。
件名は「花見川周辺資源の活用に係る社会実験実施業務委託 質問書〇〇会社(会社名)」とし、提出後にはその旨を電話で連絡すること。
メールアドレス: ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp
※電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない
- エ 回 答 質問に対する回答は、令和6年8月7日(水)午後5時までに千葉市ホームページに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。
※回答は千葉市ホームページにて公表し、質問者への個別の回答は行わない。

6 企画提案の内容に関する事項

企画提案書、提案価格内訳書、プレゼンテーションにより審査を実施する。

(1) 企画提案書、提案価格内訳書について

ア 企画提案書について

以下の事項について提案内容をわかりやすく文書にまとめること。

(ア) 本業務委託全体の計画について

各業務の有機的なつながりや本業務の全体像を踏まえ、業務スケジュールを示すこと。

(イ) 同趣旨の業務委託等の実績について

平成31年度から令和5年度に元請けとして履行した、イベント企画運營業務のうち、本業務委託に役立つと考えられる業務を一覧にし、そのうち、特に本業務委託に役立つと考えられる業務を取り上げ、その有効性を記述すること。

なお、受託実績の一覧については、以下の必要項目を必ず記載すること。

必要項目：業務名、実施主体(発注者)、業務期間、受注金額

(ウ) 業務実施体制

本業務について、総括責任者、実施責任者、業務担当者等の組織体制図を示すこと。

(エ) 委託業務について

仕様書に記載の「3. 委託業務の内容」について、以下の項目に対する考えを記述すること。

a 社会実験イベントのコンセプト

- ・印旛沼・印旛放水路かわまちづくり計画による水辺拠点の整備を見据え、過年度の実績を考慮し、コンセプト及び狙いを記載すること。

b 社会実験イベントのコンテンツの内容

- ・川を活用したコンテンツ及び、背後の高水敷や公園緑地を活用したコンテンツについて、コンテンツ内容案と狙い、どの点が川を活かした取り組みになっているか記載する

こと

- ・花見川団地と花島公園お花見広場をつなぐ取り組みについて、内容案と狙い、花見川団地との連携の工夫について記載すること。

c 広報宣伝手法

- ・効果的かつ効率的な広報宣伝になるような手法及び、花見川団地からの集客を狙うための工夫について記載すること。

イ 提案価格内訳書について

(ア) 提案内容を実現するために必要なすべての経費を見積もり、総額を記載すること。また、その金額について、仕様書記載の「4. 委託業務の内容」の項目及びその他必要業務ごとに内訳を記載すること。なお、内訳はできるだけ詳細に分類して記載すること。

(イ) 消費税率は10%とする。

(2) プレゼンテーションについて

本業務委託について業務担当者に直接確認することにより、本業務を確実に実施できるものであるか審査することを目的として、プレゼンテーションを実施する。

(ア) 実施日 令和6年8月27日(火)

※千葉市役所にて実施することとし、詳細は別途電子メールで通知

(イ) 出席者 3名までとし、提案内容に精通する者が出席すること。

(ウ) 内容・時間 提出した企画提案書のみを使用し、10～15分程度で説明すること。その後、プレゼンテーションの内容及び審査基準に沿った質疑応答を10分程度実施。(計20～25分程度を想定)

(エ) 備品等 使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。

(オ) その他 千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 留意事項

ア 書類提出における留意事項

用紙は原則として日本工業規格によるA4判を用い、10.5ポイント以上のフォントを用いること。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折りたたむこと。

イ 電子データにおける留意事項

提出物は以下のソフトウェアのいずれかで閲覧可能であることとする。

- ・Microsoft Word 2021
- ・Microsoft Excel 2021
- ・Microsoft PowerPoint 2021
- ・Adobe Reader 11

7 選定方法

(1) 審査・選定方法について

- ア 千葉市が設置する選定委員会の委員が、審査基準に基づき、提出された企画提案書、提案価格内訳書及びプレゼンテーションをもとに審査を行い、合計点が最も高い1者を優先交渉者（受注候補者）として選定する。
- イ 企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。
- ウ 委員全員の合計点が6割以上に達した者を選定の対象とする。
- エ 最高得点者が2者以上あるときは、(2)審査項目の企画提案能力の点数が高い者を選定する。

(2) 審査項目について

企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、各審査項目について得点を付与する。満点は100点であり、審査項目及び点数配分は次のとおり。

審査項目	審査基準	配点
本業務の理解度 (10点)	業務の目的等を理解した上での提案となっている。	10
業務実施能力 (20点)	充分かつ多様な履行実績を有しており、知識・ノウハウ・経験等を本業務に活かすことが期待できる。	5
	業務を確実かつ円滑に遂行できる実施体制が確保され、業務全体を統括する指導・監督体制が整備されている。	10
	工程計画が適確に組み立てられ、効率的な事業実施が期待できる。	5
企画提案能力 (65点)	社会実験イベントのコンセプトが、今後の拠点整備を見据えたものである。	10
	花島公園や花見川（本委託で対象とする場所）の特徴・特性を活かした取り組み内容の提案である。	20
	花見川団地との連携手法について、有意義で効果的な提案である。	20
	広報宣伝手法について、効果的に広報を実施する工夫があり、広く市民等に認知される提案である。	15
プレゼンテーション (5点)	企画提案書のまとめ方及び説明が、簡潔明瞭で分かりやすい。	5
合計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション実施の翌日以降に、すべての参加者に電子メールで通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。なお、審査内容に関する質問や、選定結果に関する異議申立ては受け付けない。

8 契約手続等

- (1) 優先交渉者と交渉し、詳細な委託業務の内容及び契約条件について千葉市と協議・合意したのち、随意契約により委託契約を締結する。なお、協議の結果、業務内容の一部が変更となる場合がある。
- (2) 優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない時は、次点以下の者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 留意事項
 - ア 受注者決定後、速やかに契約書を作成することとし、契約にあたっては、契約書を2通作成。各1通を保有する。
 - イ 契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めることとする。ただし、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は、免除とする。
 - ウ 業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。
 - エ 委託料の支払いについては、業務完了後一括払いとする。
 - オ その他、業務遂行上発生した問題については、千葉市と受注者の協議のうえ、対応を決定することとする。

9 企画提案の無効に関する事項

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、無効または失格とする。

- (1) 企画提案の参加要件を満たさない場合
- (2) 本募集要項を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽や重要な誤脱があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (6) 提案価格内訳書に記載されている金額が委託限度額を超えた場合
- (7) プレゼンテーションを欠席した場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他留意事項

- (1) 企画提案の参加に必要な費用は、すべて企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限以降の書類の変更、差し替えや加除修正は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (6) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (7) 企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。